

吹田市公告第339号

自動車運行管理システム賃貸借及び導入支援業務に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年6月15日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

- (1) 自動車運行管理システム賃貸借
- (2) 自動車運行管理システム導入支援業務

なお、上記(1)(2)合わせて1件の入札案件として実施します。

2 契約期間

- (1) 自動車運行管理システム賃貸借
令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (2) 自動車運行管理システム導入支援業務
契約締結日から令和5年8月31日まで

3 業務内容

- (1) 自動車運行管理システム賃貸借
別紙「自動車運行管理システム賃貸借 仕様書」のとおり
- (2) 自動車運行管理システム導入支援業務
別紙「自動車運行管理システム導入支援業務 仕様書」のとおり

4 最低制限価格

設定しない

5 入札回数

2回までとする。

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 本市の入札参加有資格者名簿(物品等各種契約)登載事業者(以下「登録業者」という。)又は本件入札に係る入札参加資格の認定を受けた者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

7 入札参加資格の確認又は認定申請手続

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書兼認定申請書(以下「申請書」という。)を提出し、本市の確認又は認定を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和5年6月15日(木)から令和5年7月4日(火)正午まで
受付時間は、午前9時から午後5時30分まで

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所 職員会館1階
吹田市 総務部 総務室(車両・部落有財産担当)
電話:(06)6384-1499

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託)一覧>自動車運行管理システム賃貸借及び導入支援業務に係る制限付一般競争入札>関連書類等ダウンロード)からダウンロードすること。

エ 申請書記載事項

(ア) 登録業者に係る入札参加資格確認申請

登録業者にあつては、申請書により次のとおり本件入札に係る参加資格の確認申請を行うこと。

- ① 申請書の「2 申請区分」は、「入札参加資格確認申請(入札参加有資格者名簿に記載のある者)」にレ点を記入のこと。
- ② 申請書に、業者登録時の「入札参加資格認定申請書」の写しを添付し、提出すること。

(イ) 登録業者でない者に係る入札参加資格認定申請

登録業者でない者にあつては、申請書により次のとおり本件入札に係る参加資格の認定申請を行うこと。

- ① 申請書の「2 申請区分」は、「入札参加資格認定申請(入札参加有資格者名簿に記載のある者)」にレ点を記入のこと。

載のない者)」にレ点を記入のこと。

- ② 項番 12 を熟読の上、申請書の「4 入札保証金額」「5 入札保証金額の還付に係る振込先」を記入すること。
- ③ 申請書に、下表の書類を添付し、提出すること。なお、様式は上記ウの場所にあるので、必要に応じてダウンロードすること。

提出書類	必須・任意の別
a. 履歴(現在)事項全部証明書(写し可) ※ 申請日前3か月以内に法務局で発行されたものに限る。	必須
b. 印鑑証明書(写し可) ※ 申請日前3か月以内に発行されたものに限る。	必須
c. 委任状	該当する場合のみ
d. 財務諸表(写し可) ※ 申請日より前に確定した直近の1事業年度分。 ※ 貸借対照表・損益計算書のみ提出のこと。	必須
e. 障害者雇用状況報告書(写し)	該当する場合のみ
f. ISO登録証(写し) / プライバシーマーク登録証(写し) / エコアクション21認証・登録証(写し) ※ いずれも取得している場合のみ	該当する場合のみ
g. 納税証明書(写し可) ※ 申請日3か月以内に発行された未納税額のない証明書 ※ 所轄の税務署で発行された「法人税・消費税(法人)の納税証明書(その3の3)」を提出のこと。	必須
h. 市税の納税状況調査に関する同意書	市内事業者及び準市内事業者のみ
i. 営業の沿革	必須
j. 実績調書 ※ 直前1年間分について記入のこと。	必須
k. 市内(準市内)事業者の認定に係る誓約書	市内事業者及び準市内事業者のみ
l. 市内(準市内)事業者の認定に係る事務所等実態報告書	市内事業者及び準市内事業者のみ
m. 所在地等調書	市内事業者及び準市内事業者のみ
n. 暴力団員及び密接関係者でないことの誓約書	必須
o. 準登録申請書	必須

※ 市内事業者とは、吹田市内に常設の本社又は本店を有する者をいい、準市内業者とは、吹田市内に常設の支社、支店又は営業所を有する者をいう。

オ その他

- (ア) 申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書等は、返却しない。
- (ウ) 申請書等は持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか)に限るものとする。また、(2)アに示す提出期間に到着したもののみ受け付けるものとする。
- (エ) 申請書に記載するメールアドレスについては、特に明瞭に記載すること。
- (3) 入札参加資格の確認又は認定審査の結果は、令和5年7月6日(木)までに、メールにて、申請

書に記載されているメールアドレス宛に通知を送信する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

- (4) 提出期間内に申請書等を提出しない者又は本市が入札参加資格はないと認めた者は、本件入札に参加することができない。

8 説明会の開催

説明会は開催しない。

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年6月15日(木)から令和5年6月27日(火)正午までとし、メールにより受け付ける。様式は任意とするが、社名、担当者が分かるようにすること。

質疑送付先メールアドレス:so_syaryou@city.suita.osaka.jp

(2) 回答期日

令和5年6月29日(木)午後5時30分までに、メールにて、質疑の提出があった者の全員に対し、申請書に記載されているメールアドレス宛(BCC)に回答を送信する。

なお、質疑がなかった場合は、回答のメールは送信しない。

10 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和5年7月19日(水)午後3時00分

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 職員会館3階 第1会議室

11 入札金額

- (1) 仕様書を熟読のうえ、入札書に、自動車運行管理システム賃貸借に係る賃貸借料及び自動車運行管理システム導入支援業務に係る委託料を記載し、各金額を合算した金額を入札金額(総額)として記載すること。

- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額(総額)に当該金額の消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

- (3) 自動車運行管理システム賃貸借に係る賃貸借料は、月払いとするので、契約希望金額を60(契約月数)で除した金額において1円未満の端数が生じないように金額を見積もること。

12 入札保証金

登録業者が本件入札に参加する場合は、入札保証金は免除する。

登録業者でない者が本件入札に参加するに当たっては、次に定めるところにより、事前に入札保証金を納めなくてはならない。

納付額	<p>次の①②の金額を加算した合計額以上を納めること。</p> <p>①自動車運行管理システム賃貸借に係る入札書記載金額に消費税及び地方消費税額を加えた額の1年当たりの額の100分の3に相当する額 $(① = [入札書記載金額 + 消費税額] \times \frac{1}{5} \times \frac{3}{100})$</p> <p>②自動車運行管理システム導入支援業務に係る入札書記載金額に消費税及び地方消費税額を加えた額の100分の3に相当する額 $(② = [入札書記載金額 + 消費税額] \times \frac{3}{100})$</p> <p>なお、納付金額が上記①②の合計金額に満たない場合は、入札が無効となるので、十分に留意すること。</p>
納付額の申告方法	<p>項番7に定める申請書の所定欄に記載すること。</p>
納付方法	<p>納付額の申告を受けた後、本市において、入札保証金の納付書を発行し、令和5年7月6日(木)までに申請書に記載の住所宛てに発送するので、当該納付書を用いて、吹田市の公金収納取扱金融機関の窓口で納付すること。</p> <p>また、当該納付に係る領収書の写しをメール又はFAXで下記の宛先に令和5年7月18日(火)午後5時30分までに送ること。</p> <p>メールアドレス: so_syaryou@city.suita.osaka.jp FAX:06-6384-6110</p>
入札保証金の還付	<p>落札者の入札保証金は契約締結後に、落札しなかった者の入札保証金は入札の日から2～3週間程度を目途に、申請書に記入された振込先に還付するものとする。</p>

また、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市総務部総務室入札心得書(以下「入札心得書」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において項番6に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を

辞退することはできない。

(3) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

15 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

なお、本件入札に係る入札参加資格認定申請において当該誓約書を提出した者については、再度提出を要しない。

16 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことに ついて、市は一切の責めを負わない。

(1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。

(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき。

(3) 入札心得書「入札注意事項」9に該当する行為があったと認められるとき。

17 契約の締結

契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。

18 契約の保証

落札者は、次の①②の金額を加算した合計額に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。

① 自動車運行管理システム賃貸に係る入札書記載金額に消費税及び地方消費税額を加えた額の1年当たりの額の100分の10に相当する額

(① = [入札書記載金額 + 消費税額] × 1/5 × 10/100)

② 自動車運行管理システム導入支援業務に係る入札書記載金額に消費税及び地方消費税額を加えた額の100分の10に相当する額

(② = [入札書記載金額 + 消費税額] × 10/100)

なお、入札保証金は、契約保証金の一部に充てることができる。

また、上記契約保証金の納付は次の各号に掲げる方法をもって代えることができる。

(1) 有価証券等の担保の提供

(2) 当契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する、銀行又は発注者が認める金融機関の保証書の提供

(3) 当契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の保険証券の提出

契約保証金は、契約の履行の確認をした後に、還付するものとする。

19 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

20 問合せ先

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 総務部 総務室 車両・部落有財産担当

担当者名:桑野

電話:06-6384-1499

メールアドレス:so_syaryou@city.suita.osaka.jp